

文書番号		社会福祉法人 聖徳園	頁		1/7	
発行日	2024. 4. 1	いまづ聖徳園デイサービスセンター 指定地域密着型通所介護・介護予防・日常生活支援 総合事業における指定予防専門型通所サービス 事業運営規程	承認	施設長	起案	
版						

(運営規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 聖徳園 が設置する いまづ聖徳園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業及び、西宮市介護予防・日常生活支援総合事業における指定予防専門型通所サービス（以下「通所介護事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定地域密着型通所介護事業の運営に当たっては、要介護者の心身の特性をふまえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他の援助を行なうことを運営の方針とする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 予防専門型通所サービスの運営に当たっては、要支援者又は事業対象者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ、日常生活上必要な世話及び機能訓練を主体に行い、家庭において自立した日常生活を営むことが出来るよう援助することを運営の方針とする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、通所介護の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所が行う通所介護事業は、前項の方針を達成するために特別な事情のある場合を除き、一元的に継続して提供するものとする。
- 5 通所介護事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 いまづ聖徳園デイサービスセンター
- (2) 所在地 西宮市今津港町3番11号

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日（12月30日・31日及び1月1日・2日・3日を除く）
祝日は営業とする。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 2部制 1部 午前9時10分から午後12時20分までとする。
2部 午後13時15分から午後16時25分までとする。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、単位ごとに1日15人とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所と職員の管理及び業務の把握管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている通所介護、予防専門型通所サービスの実施に関し、職員に対し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。
また他の職員と協力して通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上
事業所に対する通所介護事業の利用の申し込みに係る調整や適切な相談、援助を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
利用者の心身の状況等を的確に把握し、看護、保健衛生業務、その他必要な業務の提供にあたる。
- (4) 介護職員 2名以上
日常生活上必要な介助等の介護業務及び利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練の補佐、その他必要な業務の提供にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 2名以上（ただし、看護職員がこれにあたることもできる）
利用者ごとの個別機能訓練計画書に基づき、利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導・助言を行う。

2 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

(通所介護の内容及び取扱方針)

第7条 地域密着型通所介護・予防専門型通所サービスの内容は、次に掲げるもののうち、必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 日常生活の世話及び支援
- (2) 機能訓練

- (3) 健康チェック
- (4) 相談・援助
- (5) アクティビティ、レクリエーション

2 通所介護は、利用者の認知症の状況等の心身の状況を把握して、要介護、及び要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。

3 通所介護の提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限することを行わない。

(通常の実施地域)

第8条 地域密着型通所介護、予防専門型通所サービスの実施地域は、西宮市（西宮市が定める日常生活圏域における山口地区、塩瀬地区は除く）の区域とする。

(利用料等)

第9条 通所介護の費用は、次の各号に掲げる額について、利用者から支払いを受けるものとする。

- (1) 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、予防専門型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、「西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに要する費用の額の算定に関する基準要綱」上の額とする。当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険給付額を差し引いた額とする。
- (2) 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。
- (3) 要介護認定申請中に利用があり、その後要介護状態区分が自立（非該当）及び事業対象者に該当しないと判定された場合、利用料は要介護1に準ずる金額とする。
- (4) 通常の通所介護事業実施地域を越えて行う通所介護の送迎に要する交通費は、通常の事業の実施地域を超えてから要した実費を徴収する。
- (5) おむつ代については、実費とする。
- (6) その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用は、実費とする

2 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料等（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

3 サービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

4 法定代理受領サービスに該当しない通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、利用者に対し交付する。

(説明及び同意)

第10条 通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(利用者の留意事項)

第11条 利用者又はその家族は、通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項及び利用当日の健康状態等を具体的に職員に連絡し、事故の防止並びに心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう、特に留意することとする。

(緊急時における対応)

第12条 通所介護の提供中に利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行うなどの必要な措置を講ずる。

2 利用者に対する通所介護の提供中に、事業者の責に帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(提供拒否の禁止)

第13条 利用申込みがなされた場合は、正当な理由なく、通所介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 利用申込みの際し、適切な通所介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者、又は地域包括支援センターへの連絡、適切な他の指定通所介護・指定地域密着型通所介護・予防専門型通所サービスの紹介、その他必要な措置を講ずる。

(受給資格等の確認)

第15条 通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無、及びその有効期限を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容を確認する。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第16条 通所介護の提供の開始に際し、要介護、及び要支援認定（以下「介護認定」という。）を受けていない利用申込者については、介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行う。

2 居宅サービス計画または介護予防サービス計画書・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）が作成されていない場合等においては、法定代理受領サービスの提供を受けるための必要な援助を行う。

(ケアプランに沿ったサービスの提供)

第17条 ケアプランが作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

(掲示)

第18条 運営規程の概要、職員等の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、事業所内に掲示する。

(秘密保持)

第19条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員であった者は、退職後においても前項の秘密を保持する義務を負う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第20条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催し、その結果については通所介護従業者等に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 通所介護従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定める。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第21条 通所介護の提供に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容に配慮して、必要な措置を講ずる。

2 提供した通所介護に関し、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第22条 利用者の使用する施設、食器、飲用水その他の設備等については、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号にあげる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用し行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

第24条 通所介護、設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(非常災害対策)

第25条 非常災害に備えて防火管理者を定め、避難、救出その他必要な訓練を実施する。

また、消防法に準拠して、消防計画を別に定める。また訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(法令との関係)

第26条 この規程に定めのないことについては、介護保険法並びに厚生労働省令等の法令に定めるところによる。

(その他運営についての留意事項)

第27条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、又、業務体制を整備する。

- 2 通所介護事業利用に際しての利用契約は、別に定める。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、聖徳園理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(地域等との連携)

第28条 事業所は、運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行なう等の地域との交流に努める。

第29条 地域に開かれたサービスを提供する為、運営推進会議を設置する。

(附則)

1. この規程は、平成25年10月1日から施行する。
1. この規程は、平成26年6月1日から施行する。
1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成29年6月1日から施行する。
1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。
1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。